

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 7 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～5

総 務 課

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○ 改正概要

平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立し、「児童扶養手当法」が一部改正されたことに伴い、関連条例の一部を改正するものです。

○ 改正内容

1 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正

- ・ 児童扶養手当法の改正に伴い、条例において同法の条文を引用している箇所に条ずれが発生したため、正しく引用されるよう改正を行います。

(附則第1条の3、附則第2条関係)

条項	改正前	改正後
附則第1条の3 第7項	第4条第3項第2号ただし書	第13条の2第2項第1号ただし書
附則第2条第5 項	第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書	第13条の2第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

2 大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

- ・ 児童扶養手当法の改正に伴い、条例において同法の条文を引用している箇所に条ずれが発生したため、正しく引用されるよう改正を行います。(附則第5条関係)

条項	改正前	改正後
附則第5条第7 項第1号	第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号	第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号
附則第5条第7 項第2号	第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号	第13条の2第1項第4号又は第2項第2号

- ・ 大磯町公用文に関する規程等に基づき、条例に目次を付するとともに、用字及び用語の整理を行います。(目次、第15条、第21条、第24条、第26条関係)

※ 当該改正による実質的な内容の変更は、ありません。

3 施行日

この条例の公布の日とします。

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第24条 省略 附 則 第1条・第1条の2 省略 (障害補償年金前払一時金) 第1条の3 省略 2～6 省略 7 第5項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第36条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) <u>第13条の2第2項第1号ただし書</u>並びに昭和60年法律第34号附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条第1号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。 (遺族補償年金前払一時金) 第2条 省略 2～4 省略 5 前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに児童扶養手当法 <u>第13条の2第1項第1号ただし書及び第2項第1号ただし書</u>の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。 第2条の2～第4条 省略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第24条 省略 附 則 第1条・第1条の2 省略 (障害補償年金前払一時金) 第1条の3 省略 2～6 省略 7 第5項の規定による障害補償年金の支給停止は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第36条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という。)第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) <u>第4条第3項第2号ただし書</u>並びに昭和60年法律第34号附則第97条第2項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条第1号ただし書の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。 (遺族補償年金前払一時金) 第2条 省略 2～4 省略 5 前項において準用する前条第5項の規定による遺族補償年金の支給停止は、国民年金法第36条の2第2項及び昭和60年法律第34号附則第28条第10項においてその例によることとされ、及び昭和60年法律第34号附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧国民年金法第79条の2第5項の規定により準用される旧国民年金法第65条第2項並びに児童扶養手当法 <u>第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書</u>の規定の適用については、これらの規定の支給停止に該当しないものとする。 第2条の2～第4条 省略</p>

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条～第3条）</u></p> <p><u>第2章 損害補償（第4条～第25条）</u></p> <p><u>第3章 雑則（第26条～第30条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>第4条～第14条 省略 （遺族補償一時金）</p> <p>第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者とする。 (1)・(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2・3 省略</p> <p>第16条～第20条 省略 （死亡の推定）</p> <p>第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が<u>3か月</u>間分からない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が<u>3か月</u>以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する指定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。</p> <p>第22条・第23条 省略 （補償の免責及び求償権）</p> <p>第24条 町は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合については、同一の事由についてはその受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の<u>責め</u>を免れる。</p> <p>2 町は、損害補償の原因である災害か第三者の行為によって生じた場合において損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害補償を受けたときは、その価格の限度において、損害補償の<u>責め</u>を免れる。</p> <p>3 省略</p> <p>第25条 省略</p>	<p>第1章 省略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>第4条～第14条 省略 （遺族補償一時金）</p> <p>第15条 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の死亡の当時において次の各号の<u>一に</u>該当する者とする。 (1)・(4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2・3 省略</p> <p>第16条～第20条 省略 （死亡の推定）</p> <p>第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が<u>3箇月</u>間分からない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が<u>3箇月</u>以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する指定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。</p> <p>第22条・第23条 省略 （補償の免責及び求償権）</p> <p>第24条 町は、損害補償を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）の定めるところによる療養その他の給付又は補償を受けた場合については、同一の事由についてはその受けた療養その他の給付又は補償の限度において、損害補償の<u>責</u>を免れる。</p> <p>2 町は、損害補償の原因である災害か第三者の行為によって生じた場合において損害補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害補償を受けたときは、その価格の限度において、損害補償の<u>責</u>を免れる。</p> <p>3 省略</p> <p>第25条 省略</p>

改正案	現行
<p>第3章 雑則 (異議<u>申立て</u>)</p> <p>第26条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して異議申立てをすることができる。</p> <p>第27条～第30条 省略</p> <p>附 則 第1条～第4条の2 省略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 省略 2～6 省略</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p>	<p>第3章 雑則 (異議<u>申立</u>)</p> <p>第26条 町の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、町長に対して異議申立てをすることができる。</p> <p>第27条～第30条 省略</p> <p>附 則 第1条～第4条の2 省略 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 省略 2～6 省略</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法<u>第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p>

改正案

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

第6条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現行

(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付

第6条 省略